

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の背景

(1) 計画改定の経緯

目黒区は平成17年に「めぐろ芸術文化振興プラン」(以下「芸術文化振興プラン」といいます。)を策定し、芸術文化の振興とそれを通し、長期計画の基本目標の一つとして掲げている「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現につながる施策を長期的、総合的、体系的に推進してきました。

芸術文化振興プラン策定後10年を迎え、様々に変化していく社会状況に対応し、区の芸術文化振興に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、芸術文化振興プランを改定します。

改定に先立ち、区では、平成26年9月に区民の皆様の芸術文化に対するご意見やご希望などを調査、把握するため、芸術文化に関する意識調査を実施しました。

また、芸術文化の専門家や区民の方等で組織する目黒区芸術文化振興計画改定懇話会を設け、目黒区の芸術文化の基本的方向や課題について検討していただき、定住志向の高い目黒区において、芸術文化を通して人や地域を結び、地域の中で育まれる、より豊かなコミュニティが重要であり、新たな計画に改定するにあたっては、社会状況の変化を的確に捉え、新たな環境変化に対応していくことが大切とのご意見をいただきました。

芸術文化振興プランは、これら意識調査結果や懇話会意見を踏まえ改定するものです。

(2) 芸術文化を取り巻く状況

少子高齢化社会において、幅広い世代の区民が生涯にわたって芸術文化を享受し、芸術文化活動に参加することを通じて生き生きと生活することは、地域や社会の活性化を図る上で重要なこととなっています。特に、高齢化していく団塊世代について、健康増進や生きがいがいくつりとともに、より積極的な活躍の場の提供が必要となっています。

一方、人間関係の希薄化に伴い地域コミュニティが脆くなりやすい社会の中で、区民一人ひとりが日々の生活を通し、人と人をつなげる芸術文化活動を様々な世代と共に楽しみ継承していくことはとても大切です。情報技術の発達が進む中で、芸術文化を通して多様な人々のつながりやネットワークが生まれることが期待されます。

今日の社会は、芸術文化においても様々な側面でグローバル化が進展し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い対等な関係を築きながら、同じ地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。多様な媒体で世界中とつながる情報化社会にあっては、映像や写真の分野など芸術文化活動の広がりや、創造的な多文化との相互交流が期待されています。

また、東日本大震災を契機として、復興の過程で芸術文化活動のもつ力が再認識されました。芸術文化に触れることにより災害によるストレスが軽減されたり、感動的な体験を通して勇気や希望が湧くなど、芸術文化には、人々に安らぎや生きがいを与え、地域を活性化する力があります。

(3) 国・都の動向

国は平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を公布し、平成25年5月には、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を定めました。この指針の中で、地方公共団体の取組みとして、地域の特性に応じた施策の策定や施設の積極的な活用、実演芸術団体等その他の関係者及び国との相互連携・協力や、学校教育における実演芸術の鑑賞、参加の機会の提供をはじめとする8つの事項を定めています。

また、文化庁は平成26年3月に「文化芸術立国中期プラン」を策定し、平成32年までの間を文化芸術振興のための「計画的強化期間」と位置付け、施設・組織、制度を整備するとしています。

東京都は、平成27年3月に2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本指針として、「東京文化ビジョン」を策定しました。この「東京文化ビジョン」の中で、東京都における文化プログラムの先導的な役割を述べるとともに、芸術文化都市東京の発信力の強化、社会や都市の課題に芸術文化の力を活用するなど8つの文化戦略を掲げています。

2 芸術文化振興プランの位置付けと期間

(1)位置付け

芸術文化振興プランの取り組み期間中、平成21年10月には目黒区の長期計画である目黒区基本計画が改定されましたが、基本目標の一つである「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」は、目黒区基本構想が掲げる「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」の実現のため、欠かせないものとして継承されました。

特に「芸術文化の振興」は、区民一人一人の人間性を豊かにするだけでなく、心のふれあいを通じて連帯感や地域への帰属感を培い、コミュニティの形成に大きな効果をもたらすものとして、基本目標達成のための大切な要素として引き続き掲げられています。

「芸術文化振興プラン」は、目黒区基本計画の補助計画として位置付けられています。

芸術文化振興プラン改定にあたっては、目黒区芸術文化振興条例の基本理念を踏まえて、区において関連する計画との整合性を図りました。

<参考>

目黒区基本計画（四つの基本目標）

- ・豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち
- ・ふれあいと活力のあるまち
- ・ともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち
- ・環境に配慮した 安全で快適なまち

目黒区芸術文化振興条例(抜粋)

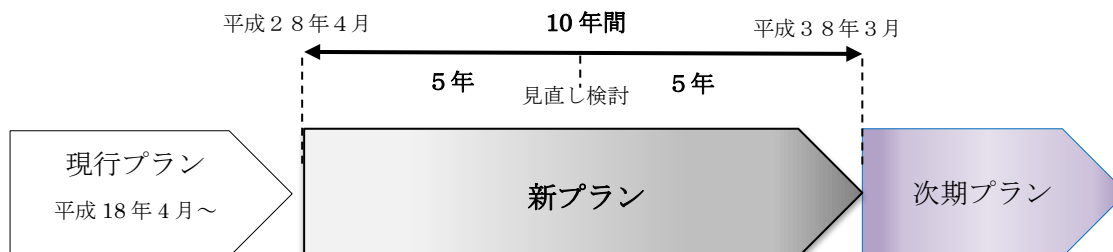
(基本理念)

第2条 芸術文化の振興は、広く区民が芸術文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図ることにより、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に資することを基本として行うものとする。

2 芸術文化の振興にあたっては、芸術文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重するものとする。

(2) 計画期間

「芸術文化振興プラン」の計画期間は、10年間とします。
また、概ね5年後を目途に見直しの必要性を検討します。



(3) 芸術文化の範囲

人々が文化と芸術に抱くイメージは違いがあり、時代や状況によっても変わっていくことから、「芸術文化」について明確に定義することは困難といえます。

ただし、区における「芸術文化」を考えるにあたっては、目黒区芸術文化振興条例が目黒区文化ホールの設置を契機に制定されたことに留意する必要があると、目黒区文化ホール、目黒区美術館において行われる活動（鑑賞、創造）の分野は、区における「芸術文化」の中核になるものと考えます。

しかし、この芸術文化振興プランの中で述べる「芸術文化」は、文化芸術振興基本法における「文化芸術」や東京文化ビジョンに掲げられる「芸術文化」と意味合いを同じくし、それ以外の社会教育などの分野についても「芸術文化」に含まれる活動があり、芸術文化振興プランの対象とします。

< 参考 >

「文化芸術振興基本法」（平成13年12月）では、「文化芸術」という言葉が用いられ、芸術等について次のように例示されています

- ・芸術 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術（メディア芸術を除く）
- ・メディア芸術 映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他のわが国古来の伝統的な芸能
- ・芸能 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く）
- ・生活文化 茶道、華道、書道、その他の生活にかかる文化
- ・国民娯楽 囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
- ・民俗芸能 地域の人々によって行われている民俗的な芸能

第2章 現状と課題

1 これまでの取組み

平成17年に「芸術文化振興プラン」が策定されてから10年が経過します。

この間、区は区民、団体、教育機関、企業などと連携・協力して、区民の豊かな生活と活力ある地域社会の実現を目指し、地域における芸術文化の振興を図ってきました。

区は施策の展開にあたり、区立の芸術文化施設を中心として様々な芸術文化情報の提供、将来の芸術文化の担い手、また社会の担い手でもある子どもたちが芸術文化に接し、親しむ機会の充実、区にゆかりのある芸術家の紹介や新進芸術家へ活躍の機会の提供など、いくつかのリーディング(先導)プログラムを設定し実施してきました。

芸術文化振興に向けた57の推進方策のうち、54の推進方策はレベルの違いはあるものの取組み実績があります。それぞれの推進方策の実施内容を見ると、区民意見を反映した企画の実施やボランティアによる自主的な*ワークショップ運営など、芸術文化活動を通じた区民のコミュニケーションが育まれています。

平成24年に行われた、芸術文化振興プランの進捗状況を踏まえた後期計画改訂の際にも、各施策の維持・充実は必要とされ、引き続き取組みが進められてきました。

しかし、実績のある推進方策の中でも、十分な成果をあげているとは評価できないものや、方策内容が単調になってきているものもあります。

また、芸術文化に関する情報提供体制の確立や、障害をもつ人とまたない人がともに参加する創作活動の創出など、取組みの進んでいない推進方策も残っています。

※ 印の用語については、巻末の「資料7 用語説明」をご覧ください。
用語については、本文中、最初に出てきた箇所に※印をつけました。

2 芸術文化に関する意識調査結果

芸術文化振興プラン改定にあたり、区民の芸術文化に対する意見や希望などを把握するため、平成26年9月から10月にかけて「芸術文化に関する意識調査」を実施しました。

この調査の中で、区民の皆さんが今後、芸術文化の振興に大切だと思うことや、区民の芸術文化体験を充実させるために大切だと思うことは、どちらも子どもの頃から親しむ芸術文化の振興であったり、子どもの頃からの芸術文化に対する意識の育成が上位でした。

これらの結果から、芸術文化に関する意識調査では、区民の子どもに関する項目への関心の高さが見られました。

(参考資料2「芸術文化に関する意識調査結果(抜粋)」参照)

(1) 芸術文化に対する意識

調査では、区民が芸術文化に触れたり、活動することについて「非常に大切だと思う」、「ある程度は必要だと思う」と答えた方は約95%という結果になっています。

区民にとって芸術文化は重要なものであり、区はこれまで以上に工夫を重ね、芸術文化事業を展開していく必要があります。

(2) 情報の発信方法の工夫

一方、目黒区の芸術文化施策に満足しているかを問うと、50歳代以下の区民は「わからない」という回答が多く、60歳代以上の区民の回答は「ある程度満足している」という回答が多くありました。「わからない」という回答の原因としては、区の施策に興味を持てなかったり、施策を知る方法が区の発信方法と合わずに知らなかったりする場合があります。

この設問と比較して、芸術文化に触れる機会の情報の入手方法を問う設問では、50歳代以下の区民は「インターネットから」が1番多くの回答でしたが、60歳代以上の方は「新聞・雑誌」からが1番多い回答でした。

近年、インターネットによる情報収集の方法が多岐にわたる中で、区の情報発信がそれに対応できていない状況があるようです。今後、多くの区民が様々な情報収集方法によって必要な情報を入手しているという前提に立ち、少しでも多くの区民に事業の内容を知っていただくため、情報発信の方法を工夫し増やしていくよう研究していきます。

(3) 子どもの頃から親しむ芸術文化の振興

今後、芸術文化の振興に大切だと思ふこととして、「子どもの頃から親しむ芸術文化の振興」や、「日本の伝統文化に触れる機会の充実」、「高齢者が生きがいを持って親しめる芸術文化の充実」などが上位に上げられています。中でも、子どもの頃からの芸術文化に触れる体験は必要かという質問には、約97%の人が必要だと答えています。

子どもの頃からの学習機会を増加させ、芸術文化に触れる機会をさらに充実させていくことは、区民の芸術文化体験を充実させるためにも有効と考えます。

(4) 気軽に参加できる芸術文化活動

住んでいる地域で行いたい芸術文化活動を聞くと、全ての年代において、「気軽に参加できる身近な芸能の公演や展覧会の鑑賞」が最も多く、次に多い回答は「著名な芸術家による専門性の高い演技や作品の鑑賞」でした。

地域の中に出かけて行うワークショップ、ミニコンサートや、様々な形態の作品の特性を考慮し、作品の保護や安全性に十分に配慮しながらの巡回展など、多彩な*アウトリーチ活動の充実により、地域で気軽に参加できる芸術文化の機会を創出する必要があります。

3 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

平成26年3月に実施された「目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査」で、就学前児童の保護者に、子どもを放課後どのような場所で過ごさせたいか聞いたところ、様々な場所を希望している中で、習い事を希望している割合は小学校低学年で70%以上、小学校高学年では85%以上になっています。

また、実際小学生が通っている習い事は上位5位までに、音楽、美術、そして舞踏と、芸術文化分野があげられていることから、区民は子どもの頃から芸術文化に触れる機会を持たせることに取り組んでいることが伺えます。

4 今後の課題

(1) 様々な分野との連携強化による多彩な施策の展開

近年、芸術文化をキーワードにした取り組みは、様々な異なる分野と融合しながら、さらなる価値を生み出しています。例えば、区民や地域が主体となる祭りやイベントなどは、芸術文化だけではなく、観光分野や国内外の自治体交流分野との連携などにより、新たな賑わいや地域の活性化を図る手段となっています。

区は、多様な芸術*文化資源を生かしたまちづくりを進めていくために、文化的要素を芸術文化振興という視点だけで捉えるのではなく、それぞれの要素がもつ魅力の再発見、再認識に努めるとともに、教育、福祉、産業経済、観光など様々な分野との連携により、芸術文化を普及・発展させていきます。

また、区は積極的に企業、大学等との連携・協力を進め、芸術文化事業の活動の幅を広げていくよう施策を展開します。

(2) コミュニティ形成や生きがいづくりをはじめとした施策の充実

前述したように、芸術文化に関する区民の意識調査では、子どもの頃から親しむ芸術文化の振興や、日本の伝統文化に触れる機会の充実、高齢者が生きがいを持って親しめる芸術文化の充実などが上位に上げられ、区民は日常生活に寄り添った芸術文化活動を望んでいることが伺われます。

区は、芸術文化を契機とした区民のつながりを促進するため、新たに芸術文化を所掌する組織を設置し、教育的視点も保ちつつ、区の組織全体で芸術文化行政を進めています。

今後も、今まで培ってきた芸術文化によるつながりを基礎として、それぞれの連携を促進し、コミュニティ形成や生きがいづくりをはじめとした施策を充実し、新たな発展を目指します。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とする多文化の地域交流の発展

富士山や日本食の世界遺産登録、入国ビザの大幅緩和や消費税免税制度の拡充、そして円安の進行と相まって日本を訪れる外国人は増加傾向にあり、日本政府観光局(JNTO)の平成26年の統計によると、その数は年間で1,300万人を突破しました。区を訪れる外国人も、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に、さらなる増加が予想されます。

地域での多文化交流は、新しい芸術文化を生み出す創造性や、多様な価値観を受け入れる寛容性を育むとともに、地域で引き継いできた伝統文化の価値を再認識させてくれます。また、それらを大切にすることを育むことも期待できます。

区は、有形・無形指定文化財を始め、目黒区という地域での伝統文化の継承活動など、伝統的、古典的な地域資源を活用し、海外の人々と芸術文化交流を進めるとともに、区民の芸術文化活動の中に伝統文化の再認識も図ります。

外国人区民に加え、海外から訪れる人々とも「芸術文化」をキーワードとした国際交流を推進していくことは、多様な芸術文化に触れる機会を提供し、生活に潤いを与え、「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」の実現に寄与します。

交流を推進するために区は、施設案内の整備や情報発信に、できる限り多言語表記を用い、外国の方々も不便さを感じずに、互いを理解できる環境づくりに努めます。

また、日常生活の中で実体験できるような多文化芸術や伝統文化を通じ、新たに得られた人材や体験等をレガシー(2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした芸術文化遺産)として、次世代に継承していく継続した取組みを展開します。

(4) 区立芸術文化施設のさらなる活用

芸術文化に関する意識調査からも判るように、区民の中には、芸術文化に触れる機会を求めて、近隣区に限らず他の自治体まで、また海外に出かける人も少なくありません。また一方で、目黒区の文化ホールや美術館の実績を見ると、他の自治体からの来館者も多くいます。

芸術文化施設は、芸術文化に触れる機会の創出をはじめ、区民相互の交流や活動の場の提供を通し、区民の芸術文化活動の拠点として大切な役割を担っています。

目黒区の重要な芸術文化拠点の一つである、目黒区美術館は昭和62年に東京23区内では6区目にあたる区立美術館として開館されました。荻須高德や藤田嗣治を始めとした、日本人作家の戦前戦後にわたる作品や目黒区にゆかりの深い作品、作品が生まれた環境や成立のプロセスを伝えてくれる資料など、近代から現代にいたる我が国の美術の流れを体系的に理解できるようなコレクションを所蔵し、長年、目黒区民を始め多くの人々に様々な芸術文化を享受する機会を提供し続けてきました。

特に日常生活の中の美や作品のなりたちと、素材・技法に目を向けるワークショップ活動は、鑑賞機会に偏りがちな美術館における新たな取り組みとして、全国の公立美術館に先駆けて取り組んできた目黒区美術館の大きな特色であり、現在も高い評価を得ています。

しかし、時の経過とともに施設が老朽化しつつあり、今後策定される区有施設見直し計画などを踏まえたうえで、必要な維持管理等を行い長寿命化を図るとともに、区の宝としてさらなる活用を図ります。





また、平成14年度に文化ホールとして開設された、めぐろパーシモンホール大ホール(1,200席)、小ホール(200席)及び中目黒GTプラザホール(150席)は、それぞれ大変高い利用率を保ち、区民の芸術文化活動拠点の1つとなっているところです。

特にめぐろパーシモン大ホールは、都内としてはめずらしく豊かな光と緑をいただくホールで、音響反射板を採用した生の音の

豊かな響きと、ゆったりとしたリクライニング式の座席によって、心地よい空間を生み出すホールです。

利用頻度の高さもあり、この上質な空間を保つためには、音響、照明等の設備更新の必要があります。故障などで区民の利用に支障が出ないように、計画的な維持管理を行い、目黒区の芸術文化の拠点の一つとして、さらなる活用を図ります。

芸術文化施設は、芸術文化の鑑賞や活動の場としてだけでなく、区民の芸術文化交流の場や芸術文化にかかわる人材の育成の場、学校教育における芸術文化の鑑賞・参加の場や芸術文化普及活動の場としての活用も考慮に入れ区は、これまで以上に積極的な活用に取り組めます。

一方、区民センター・中小企業センターホール(400席)を活用している芸術文化活動団体も多くあり、今後も区有施設見直し計画などを踏まえたうえで、区民センター・中小企業センターホールの活用も図ります。

第3章 芸術文化振興プランの基本的な考え方

1 芸術文化振興の目的

区民が普段から芸術文化に触れられ、
自ら身近な芸術文化活動に関わり、
芸術文化によるコミュニケーションが活発になることを目的とし

「文化縁」の形成とその充実を図り、芸術文化の振興を図ります。

芸術文化の分野は、人々が年齢、性別、所得や国籍などにとらわれることなく、芸術文化という共通事項をきっかけとし、様々な境界を超えて人と人の「縁」を結ぶことができます。目黒区は、この「縁」を「文化縁」とし、「文化縁」の形成に力を入れてきました。

これからも、これまで培ってきたそれぞれの「文化縁」を下地として、さらにこの「文化縁」の充実を図ることで、コミュニケーションやネットワークを広げ、あまねく区民が芸術文化を享受できる状況を生み出すことを目的とします。

※「文化縁」について

芸術文化振興プランを策定した時、当時の目黒区芸術文化振興計画策定委員会では、芸術文化を契機として、人々の間に生まれる新しく豊かなコミュニケーションと、それを通して形成される人々のつながり(コミュニケーション、ネットワーク)を「文化縁」と名づけました。

区はそれを受け、芸術文化振興プランの中で、「文化縁」の形成を、目黒区が目指す芸術文化振興の大切な考え方としています。

2 芸術文化振興の目標

芸術文化振興の目的を達成するため、次の3つの目標を掲げ、それぞれの施策を相互に関連させながら展開します。

(1) 芸術文化への多彩なアプローチづくり

区民のニーズとしては意識調査にみられるように、気軽に参加できる身近な芸術文化や地域で触れられる芸術文化の機会の充実が求められています。

区は、区民が求める多種多様な芸術文化への要望にこたえていくために、芸術文化施設や地域の集会施設などの設備や特色を活かした多彩な事業展開を行うとともに、多くの芸術文化を紹介し、区民一人一人に芸術文化に触れる機会を提供します。

特に、区民が芸術文化活動を気軽にいき芸術文化を身近に感じられるように、従来までの学校教育、生涯学習や芸術文化施設を中心とした事業の展開に加え、放課後の子どもの活動や高齢者の集まりなどを視野に入れ、それぞれの地域の公共施設等を活用した芸術文化事業を推進します。

(2) 芸術文化活動への支援

区民を主体とした、地域における芸術文化活動は、人々に安らぎや生きがいを与え、地域における連帯感や豊かなコミュニケーションを育てます。

区は、地域の自主的な芸術文化活動を支援し、文化団体やボランティアの活動機会の充実を図るよう具体的な施策を推進します。

特に子ども達の心を豊かに育むため、子ども達自身が参加し、自ら連帯感や表現する喜びを感じることでできる芸術文化活動の場の創出を促進します。

また、区民一人一人が、世代や生活形態にかかわらず芸術文化に親しみ、生涯にわたって自ら芸術文化活動を楽しめるように、芸術文化活動の場の提供や自らが芸術文化活動を楽しむための取組みを支援するとともに、芸術文化施設の環境整備や利用サービスの向上に努めます。

(3) ネットワークの充実

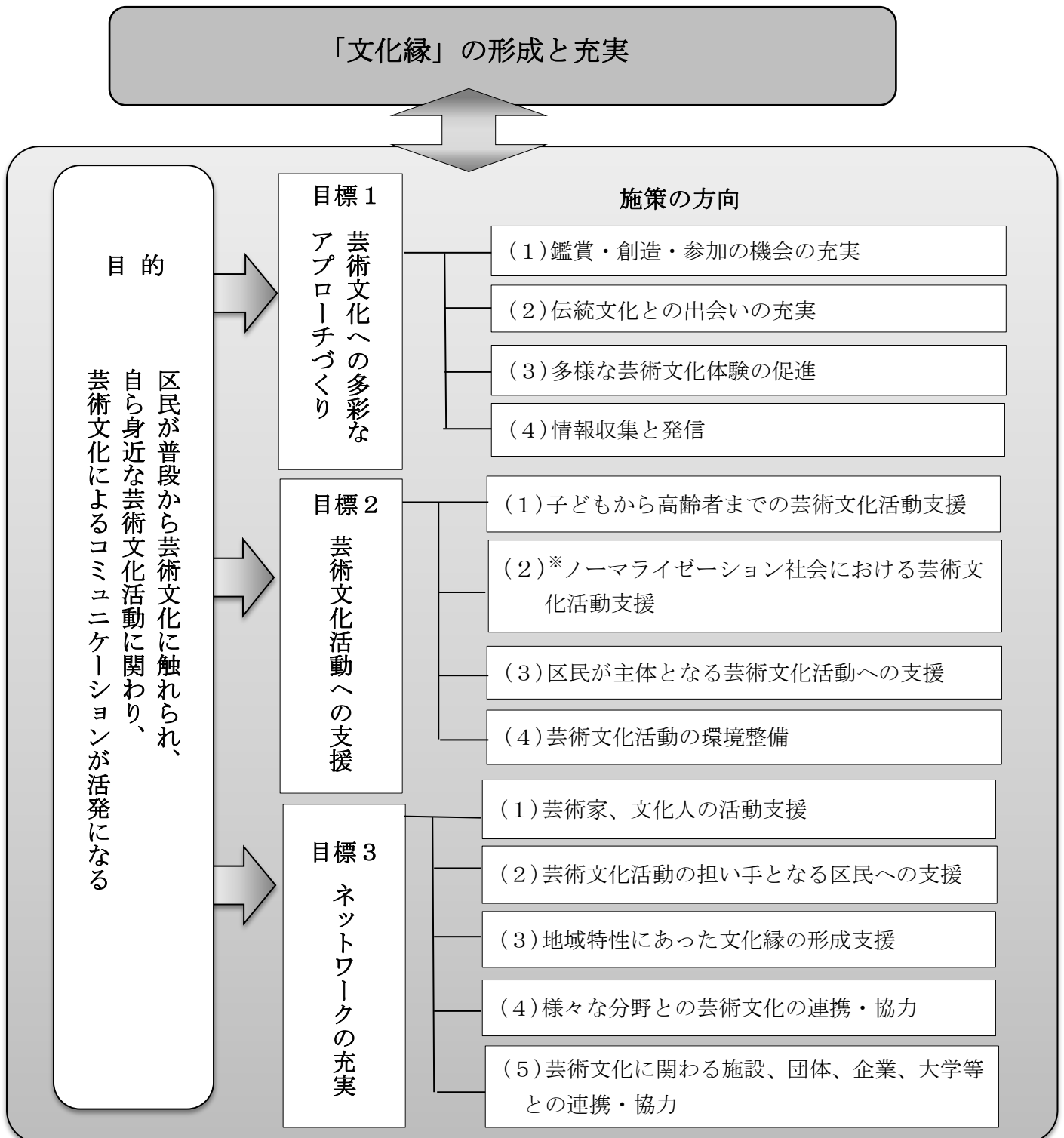
区民が主体的に芸術文化活動を行う中で、互いに共感し、感動しあい、人々の間に芸術文化をきっかけとして形成される新しいコミュニケーションやネットワークである「文化縁」は、学校教育や生涯学習を中心としたきっかけづくりから、区民生活のコミュニティ形成や生きがいづくりなど新たなステージへと展開しています。

今後、国内外の都市や企業、団体、大学等との芸術文化交流を進める中で、より多彩な「文化縁」の展開が考えられ、今まで培ってきた「文化縁」を基礎として、それぞれの「文化縁」相互の連携を促進するとともに、多文化との共生や他分野、企業等との連携により、新たな「文化縁」への発展、充実に努めます。

第4章 芸術文化振興に向けた施策の推進

1 体系図

区の芸術文化振興に向けた施策推進にあたって、第3章において示した目標を実現するため、次のとおり施策を体系化し、総合的かつ計画的な推進を図ります。



2 施策の推進

推進方策の表の見方

「計画の目標」欄の用語は次のとおりです。

「継続」----- 質的・量的に現状を維持するもの

「充実」----- 質的又は量的に充実をさせるもの

「検討」----- 実施に向け検討するもの

「実施」----- 新たに実施するもの

【目標1】 芸術文化への多彩なアプローチづくり

(1)鑑賞・創造・参加の機会の充実

芸術文化に関しては、入門的な講座からより高度なレベルの講座までを、住居や勤務地に近く親しみのある公共施設を活用した公演やアウトリーチ活動などを通して、区民に身近な芸術文化に触れる機会を増やします。

また、機会の提供においては、芸術文化施設に留まることなく、学校、高齢者施設、障害者施設や病院など、柔軟なアウトリーチ活動の展開に努めます。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	入門的芸術文化講座の実施	区民の関心が高い芸術文化についてより分かりやすく解説し、区民の興味を喚起する講座を実施します。	充実	文化・交流課	区(指定管理者)
2	初心者参加ワークショップの実施	目黒区文化ホールや目黒区美術館を利用し、初心者向けの参加型講座事業を行い、芸術文化に接し、親しむきっかけとします。	充実	文化・交流課	区(指定管理者)
3	区立芸術文化施設の施設見学事業の実施	区民が区立芸術文化施設をより身近なものと感じることができることを目的に施設見学会を実施します。	充実	文化・交流課	区(指定管理者)

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
4	公共施設を利用したミニコンサートの実施	目黒区文化ホールのアウトリーチ活動の一環として、区民要望に応じて区内公共施設等での小規模のコンサートを実施します。	充実	文化・交流課	区民等区(指定管理者)
5	公共施設を利用した美術等の教育普及事業の実施	美術等に関する教育普及事業の一環として、区民要望に応じて区内公共施設等でのアウトリーチ活動を行います。	充実	文化・交流課	区民等区(指定管理者)
6	音楽鑑賞教室の実施	目黒区文化ホールを利用し、区立学校児童・生徒に対し、優れた鑑賞の機会を設けます。	継続	教育指導課	区

(2) 伝統文化との出会いの充実

区は、区民が伝統文化の大切さについて理解、認識を深めるとともに、後継者の育成や鑑賞の機会の充実につながるよう、伝統文化教室など、伝統文化の体験、鑑賞機会の提供や発表機会の確保に努めます。

また、地域に根ざした伝統芸能の継承を支援するとともに、新たな価値を見出すための取組みを推進します。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	区立学校への伝統芸能実演家派遣事業の実施	区立学校に和楽器や伝統芸能等の実演家を派遣し、鑑賞や実演指導を行うことにより、子どもたちが伝統文化に関心を持つきっかけとします。	充実	教育指導課	区
2	伝統文化に興味を持つ子どもたちへ、継続した伝統文化に触れる機会の提供	伝統文化に興味のある小・中学校生徒を対象に伝統文化子ども教室を開催し、継続して伝統文化を体験する機会を提供します。	充実	文化・交流課	区(指定管理者)

(3) 多様な芸術文化体験の促進

小中学校などの学校教育における芸術文化に関する体験学習の充実を図るとともに、学校間における芸術文化に係る交流も深めるよう望みます。芸術文化に触れる体験学習等においては、子どもだけでなく教員も共に体験していく機会を設けます。

また、生涯学習における芸術文化体験の機会の創出として、区と教育委員会が連携し、社会教育館等を活用した、公演、講座等を展開するとともに、講座等の卒業者による芸術文化活動団体に対する支援をします。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	区立学校への芸術家派遣事業の実施	区立学校の要望に応じ芸術家を派遣し、鑑賞や実演指導を行うプログラムを整備し、子どもたちが優れた芸術に触れ、表現や創造の楽しみを知り、豊かな情操を身につけていく機会とします。	検討 ・ 実施	教育指導課 文化・交流課	区(指定管理者)
2	芸術家による区立学校教員への芸術文化研修事業の実施	区教育委員会が行う教員研修に講師として招聘したり、教員が研究・研修を行う場である教育会の教科別の部門研究会に芸術家を紹介するなどして、体験的な研修・研究ができるよう働きかけます。	検討 ・ 実施	教育指導課 文化・交流課	区(指定管理者)

(4) 情報収集と発信

芸術文化に関する情報や資料などを容易に入手できるよう、情報通信技術の新たな活用方法を研究し、様々な情報収集と多彩な情報発信方法を検討、実現します。

また、地域における芸術文化活動を紹介、発信していく仕組みを検討します。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	目黒区芸術文化情報ホームページの充実	区で実施される芸術文化事業や区内芸術文化施設の利用案内、芸術文化活動団体等が検索できるホームページを充実します。	充実	文化・交流課	区(指定管理者)
2	芸術文化に関する情報提供体制の確立	多様な芸術文化情報の中から、必要としている人が、必要としている情報を探し出すことができる方策を現在の情報提供体制を洗い出し、分析し充実を検討します。	検討・実施	文化・交流課	区(指定管理者)
3	区内・近隣地域芸術文化施設・団体情報ネットワークの整備	区内と近隣の芸術文化施設や芸術文化団体間で相互に情報交換やPRが行われる仕組みづくりを通し、芸術文化施設や芸術文化団体間の情報発信力を高めます。 また、それらの施設・団体の内容や事業が検索できるホームページの整備を行います。	検討・実施	文化・交流課	区民等区(指定管理者)

【目標2】 芸術文化活動への支援

(1) 子どもから高齢者までの芸術文化活動支援

子育て中の保護者が子どもと共に芸術文化に親しみ、自ら芸術文化活動を楽しめるよう、鑑賞機会への支援や大人と子どもを対象にした事業を推進します。

小中学校の子どもが、教育課程内(授業内)はもちろん、放課後や休日においても芸術文化に親しむことができるように、子育て部門と芸術文化部門は地域の人々と連携をとって、芸術家の派遣や場の提供など、芸術文化活動を支援します。

また、子ども達が自ら連帯感や表現する喜びを感じとり、社会性を持って人と人との関係を築いていけるよう、学校の枠を超えて活動内容の発表をする場を提供します。

芸術文化部門と高齢者福祉部門で連携し、高齢者施設で行われている書道や絵画、歌やダンス等の芸術文化に関わる事業を推進し、地域における交流機会を増やすことにより、子どもから高齢者まで、芸術文化活動に参加する人々の生きがいの向上を目指し、より楽しめるような支援を推進します。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	保育付き芸術文化事業の実施	目黒区文化ホールで行われる保育付き事業を推進します。	充実	文化・交流課	区(指定管理者)
2	目黒区文化ホール親子席の検討	目黒区文化ホール主催事業での親子が他の観客に気兼ねなく鑑賞できる席の設置や配置について検討します。	検討・実施	文化・交流課	区(指定管理者)
3	親子参加型芸術文化事業の実施	児童館等区内公共施設を利用して就学前の子どもと保護者を対象とした催物を開催し、子どもが芸術文化に接するきっかけとします。	充実	子育て支援課 文化・交流課	区(指定管理者)
4	子どもの地域における芸術文化体験への支援	児童館、学童保育クラブの要望に応じ芸術家等を派遣し、実演や体験を通して子どもたちの芸術文化活動を支援します。	実施	子育て支援課 文化・交流課	区(指定管理者)
5	児童合唱クラブの実施	学校や学年の枠を超えて、児童生徒が参加する児童合唱クラブを実施します。	継続	生涯学習課	区

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
6	芸術文化活動を行う区民が参加するジョイント形式コンサートの開催	様々な分野の芸術文化活動を行う区民が参加するコンサートを開催し、芸術文化活動を通じた区民の交流の機会とします。	充実	文化・交流課	区民等区(指定管理者)
7	子どものための音楽祭の実施	区内の小学生(区立以外も含む)が参加する合唱、合奏のグループに発表の場を提供するとともに、グループ相互の交流を図ります。	実施・継続	文化・交流課 教育指導課	区(指定管理者)
8	連合音楽会の実施	目黒区文化ホールを利用し区立学校が出演する音楽会を引き続き開催します。	継続	教育指導課	区
9	連合展覧会の実施	目黒区美術館を利用し区立学校の児童生徒が制作した作品を展示・紹介し、区民が区立学校での芸術文化活動の状況を知る機会とします。	継続	教育指導課 文化・交流課	区(指定管理者)
10	区立芸術文化施設等を利用した子ども・青少年対象プログラムの実施	目黒区文化ホール、目黒区美術館等を活用し、子ども、青少年世代が優れた芸術文化活動に参加する機会を設けます。	充実	生涯学習課 文化・交流課	区民等区(指定管理者)
11	青少年企画参加事業の実施	青少年の地域への参加と充実した活動へのきっかけとなるよう、青少年が企画に参加する芸術文化事業を実施します。	充実	生涯学習課 文化・交流課	区(指定管理者)
12	高齢者の実施する芸術文化事業への支援	高齢者が主体的に地域で行う芸術文化活動に対し、場の提供や芸術家の派遣など支援します。	充実	高齢福祉課 文化・交流課	区(指定管理者)

(2) ノーマライゼーション社会における芸術文化活動支援

障害をもつ人も、もたない人も共に芸術文化に親しみ、芸術文化活動を楽しめるよう、ワークショップなどの参加型事業を積極的に案内します。また、障害の有無に関わらず、様々な公共施設へ積極的なアウトリーチ事業の実施に努めます。

障害をもつ人はそれぞれの障害特性により、芸術文化に関わるために支援が必要となる場合があります。

自ら積極的に芸術文化活動に携わる機会を持てるよう、コーディネーター役を育成するなど、共に芸術文化活動を続けていく方法を検討します。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	障害をもつ人も利用しやすい施設運営の充実	障害をもつ人の施設利用について、移動等を考慮した運用面での充実を目指します。	充実	文化・交流課	区(指定管理者)
2	特別支援学級の連合展覧会への参加	連合展覧会での特別支援学級児童生徒の作品展示を通し、区民が特別支援学級での芸術文化活動の状況を知る機会とします。	継続	教育指導課 文化・交流課	区(指定管理者)
3	障害をもつ人の芸術文化活動の区立芸術文化施設事業での紹介	障害をもつ人の作品展示や上演活動の紹介を通し、障害をもつ人の芸術文化活動を支援するとともに、障害をもつ人への正しい理解を得る機会とします。	充実	障害福祉課 文化・交流課	区(指定管理者)
4	障害をもつ人ともたない人がともに参加する芸術文化活動の実施	障害をもつ人が積極的に様々な芸術文化活動に携わる機会を持つためのコーディネーター役を育成し、障害をもつ人ともたない人が相互理解のもとに企画・参加する芸術文化活動を展開します。	検討 ・ 実施	障害福祉課 文化・交流課	区民等区(指定管理者)

(3) 区民が主体となる芸術文化活動への支援

区民が芸術文化に親しみ、生涯にわたって主体的な芸術文化活動を行っていただけるよう、場の提供などの必要な支援に取り組みます。

また、区民の芸術文化活動を推進するため、文化施設の運営においては、利用時間への配慮や利用者要望の把握に努められるよう、運営改善に努めます。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	区民の参画による芸術文化事業の実施	企画・運営への区民の主体的な参加による芸術文化事業を実施し、区民の知識・技能・意欲を発揮する機会とします。	充実	文化・交流課	区民等区(指定管理者)
2	目黒区に関する芸術文化に関する人材情報の整備	区内で芸術文化活動を行う人、区に関する芸術文化に関する人の情報について、本人の承諾のもと、収集、整備します。	検討・実施	文化・交流課	区(指定管理者)
3	地域で行われる芸術文化活動への支援	地域において行われている芸術文化活動を再発見し発展させるため、区内公共施設を芸術文化活動の場として提供します。	継続	区有施設関係各課	区民等区

(4) 芸術文化活動の環境整備

芸術文化施設は、全ての人々が快適に芸術文化を享受できる空間を提供するため、計画的なメンテナンスを継続し、環境整備に努めます。

また、芸術文化施設以外の庁舎、学校や社会教育館などの公共施設についても、芸術文化の鑑賞や活動、交流の場としての機能に加えて、施設の特性に応じた人材の育成や教育普及活動の場として活用できます。

区民がこれらの芸術文化施設等で行われる様々な活動に参加しやすいように、交通の便や夜間の講座設定等時間帯などにも配慮した施策を展開します。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	区立芸術文化施設の中長期計画にたった施設管理	区立芸術文化施設の中長期修繕計画を立て、適切な改修により施設の維持管理を実施します。	継続	文化・交流課	区(指定管理者)
2	区立芸術文化施設等における利便性の向上	区立芸術文化施設等において、利用者が利用しやすい施設となるよう案内表示を含め、施設の機能向上に努めます。	検討・実施	文化・交流課	区(指定管理者)
3	区立芸術文化施設での事業実施日、時間の検討	日中働く人々が区立芸術文化施設を容易に利用できるよう事業実施日・実施時間の検討を行います。	実施	文化・交流課	区(指定管理者)

【目標3】 ネットワークの充実

(1) 芸術家、文化人の活動支援

芸術文化に携わる区民が、地域で活動を行うきっかけづくりとして、今後活躍が期待される芸術家を発掘し、活動を紹介する公演や展覧会を実施します。

また、これからの芸術文化を担っていく新進気鋭の芸術家や文化人に活動の場を提供したり、地域へ紹介していくなど、芸術家や文化人と地域とを結ぶ機会の推進や支援をし、区内在住や区にゆかりのある芸術家と地域との事業における協力体制をより強化します。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	新進芸術家の活動を紹介する機会の実施	区内在住、区にゆかりのある芸術家を中心に、今後活躍が期待される芸術家を発掘し、活動を紹介する公演や展覧会を開催します。	充実	文化・交流課	区(指定管理者)
2	区内在住・区にゆかりのある芸術家の活動を紹介する機会の実施	区内在住、区にゆかりのある芸術家の活動を紹介する公演や展覧会を開催します。	充実	文化・交流課	区(指定管理者)

(2) 芸術文化活動の担い手となる区民への支援

区民一人一人が身近な場所で、自分に適した芸術文化に出会うきっかけを作るため、区内で活動する芸術文化団体等の公演や展覧会の機会を創出するとともに、区民に広く紹介する情報発信の仕組みを調査、検討し実施します。

また、芸術文化施設の運営において、ボランティアの育成を推進し、一人一人が芸術文化事業のサポーターになれるよう、企画等に参画できる環境を作ります。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	地域での芸術文化体験活動への支援	地域で子どもを対象に自主的に行われる芸術文化活動に対し、人材の派遣、場の提供等を行い、活動の支援を行います。	継続	子育て支援課 文化・交流課	区民等
2	地域・学校等での芸術文化活動に関わる人材の把握と活用	地域、学校等での芸術文化活動にボランティアとして関わることができる人材を把握し、活用を図ります。	実施	教育指導課 文化・交流課	区(指定管理者)
3	目黒区文化祭の実施	区内の芸術文化団体の交流がより深まることを目指し、関係団体との調整を図りながら目黒区文化祭を実施します。	継続	文化・交流課	区民等 区(指定管理者)
4	区民が企画に参加する芸術文化事業の実施	区民が主体的に企画・運営に携わる形態の芸術文化事業の実施に向け、区民等との連携、参加主体間の連携への支援を通し、区民等の自主的な芸術文化活動への支援を行います。	充実	文化・交流課	区民等 区(指定管理者)
5	パーシモンホールボランティア組織の整備	区民の参加によるホール運営に向け、ホールボランティア組織を作り、活動に向けて検討、実施します。	検討 ・ 実施	文化・交流課	区民等 区(指定管理者)
6	目黒区美術館のボランティア活動の活性化	区民の参加による目黒区美術館運営に向け、目黒区美術館ボランティアとの協力を推進します。	充実	文化・交流課	区民等 区(指定管理者)

(3) 地域特性にあった文化縁の形成支援

様々な施設を活用するとともに目黒区ならではの地域特性を調査研究し、発展に向けた取り組みを進めます。

また、区民一人一人が住んでいる地域の芸術文化を再発見し、愛着を深めていけるように、祭りや芸能など地域に根ざした活動と芸術文化のつながりを大切にし、支援の充実を図ります。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	地域の文化財の啓発・普及活動の充実	地域の文化財に関する案内資料の作成や文化財めぐりの実施、また、学校等での埋蔵文化財の展示等区民が地域の文化財に接する機会を設けます。	継続	生涯学習課 文化・交流課	区

(4) 様々な分野との芸術文化の連携・協力

芸術文化を介した国際交流事業の実施や海外の芸術作品の鑑賞機会の提供を推進するとともに、外国人区民との交流を図る催しや日本の伝統文化講座など、多文化理解を深める取り組みを実施します。

友好都市など、他の自治体との交流は互いの民俗芸能や風習を交歓することで、目黒区に、これまで馴染みのない文化や共通する文化の発見など、文化のつながりを広げます。

また、観光分野は街歩きや文化財めぐりなど芸術文化との共通点も多く、スケッチ、写真などの芸術文化活動、サロンコンサートや建造物の紹介、鑑賞など連携した取り組みを数多く展開します。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取り組みの主体
1	区内の観光資源との連携・協力による芸術文化事業の実施	ファッションやインテリア、個性のある商店街等、目黒区の様々な観光資源と連携・協力し、目黒区の特徴を生かした芸術文化事業を行います。	充実	文化・交流課 産業経済・消費生活課	区民等区(指定管理者) 各関係団体
2	教育機関・企業等との連携・協力による芸術文化事業の実施	大学等教育機関の活動、区内企業 <small>※</small> メセナ活動や企業活動との連携・協力により多様な芸術文化事業を行います。	充実	産業経済・消費生活課 生涯学習課 文化・交流課	区民等区(指定管理者)
3	多様な文化を紹介する機会への支援	外国人区民を含む多くの区民・団体等が行うそれぞれの文化を紹介する機会に対し、必要な支援を行います。	充実	文化・交流課	区民等
4	様々な団体等による多文化交流の機会への支援	区民や団体等への連携・協力や支援を通し、外国人区民が日本の文化に接する機会の充実を目指します。	充実	文化・交流課	区民等区
5	国際交流、観光分野と連携した芸術文化事業の実施	芸術文化、国際交流、観光の各分野が連携して事業を実施します。	検討・実施	文化・交流課	区(指定管理者) 各関係団体

(5) 芸術文化に関わる施設、団体、企業、大学等との連携・協力

目黒区の芸術文化施設において、目黒区内、区外の芸術文化施設と互いの連携を強化し、補い合い、共に周知していくような企画を検討、実施し、連携協力のつながりを広げ、専門的知識、人材、設備等を活かした企画を行っていきます。

また、社会貢献や地域貢献を行う団体、企業、大学等と連携し、区民の芸術文化活動を推進していきます。

番号	推進方策	推進方策の概要	計画の目標	担当所管	取組みの主体
1	教育機関・企業・商業施設その他の公共施設のオープンスペースでの芸術文化活動の実施	区民の芸術文化活動の発表の場として、教育機関や企業の施設、駅等の公共施設や商業施設を活用できるよう協力を要請していきます。	検討 ・ 実施	産業経済・消費生活課 文化・交流課	区民等区(指定管理者)
2	他の美術館との共同企画による目黒区美術館事業の企画・実施	公立美術館、民間美術館との共同による調査研究、展覧会事業の企画・実施を検討します。	検討 ・ 実施	文化・交流課	区民等区(指定管理者)
3	区内文化施設連絡会(仮称)の検討	ホール、劇場、美術館、博物館等区内の様々な文化施設との連携・協力を推進するための連絡組織を設置に向けて検討します。	検討 ・ 実施	文化・交流課	区内文化施設運営者 区(指定管理者)
4	近隣の劇場、ホール、美術館等との共同企画による芸術文化事業の実施	身近な地域でのより充実した芸術文化事業の開催を目指し、近隣の劇場、ホール、美術館等との共同による芸術文化事業の企画を検討します。	検討 ・ 実施	文化・交流課	区民等区(指定管理者)
5	芸術文化に関するボランティア活動を行っている団体との連携	社会福祉法人目黒区社会福祉協議会とも連携し、芸術文化に関するボランティア活動を行っている団体との連携・協力の関係を築きます。	継続	健康福祉課 文化・交流課	区民等区(指定管理者)

第5章 芸術文化振興プランの推進体制

1 区の推進体制

区は、さまざまな立場の区民一人一人が、芸術文化に親しみ、触れる機会をもつことができるように、文化施設における事業をはじめ、教育の場や地域生活の場における総合的な事業展開を図ります。

芸術文化を所管とする部署のもと、学校教育や生涯学習、子育て、福祉部門など各部署が連携、協力していくことによって、積極的に芸術文化施策を展開し、区民要望に応え、「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」の実現に取り組んでいくための体制を整備します。

2 様々な芸術文化活動主体と連携する仕組み

区民生活における多様なコミュニティ形成を図るには、区と様々な芸術文化活動主体とが連携し、協力体制を広げていく必要があります。区は、区民の芸術文化活動と連動するような事業運営を促進するとともに、民間の文化施設、団体、企業、大学など幅広い分野と連携し、施策を推進します。

また、区が芸術文化活動団体、区内の芸術家や文化人、芸術文化の活動をする区民サークル等と互いに連携をとることにより、新たな事業展開と人材の活用を図ります。

さらに、国内外の交流分野や観光分野との連携、協力等による多彩な事業展開を図ります。

3 施策の進捗状況の把握と評価

区は、推進方策について各所管の計画とも連動しながら、庁内の横断的連携による検討組織を設け、進捗状況を把握し実績評価することにより、推進方策の効果的な事業運営に取り組みます。

また評価に当たっては、時代のニーズを的確に捉え、推進方策の改善や新たな事業の企画立案まで柔軟に対応するため、必要に応じて芸術文化の専門家も含めた評価組織による見直しを行って、計画全体の効果的かつ効率的な芸術文化の振興を図ります。

芸術文化施設の運営にあたっては、指定管理者制度を導入していることから、指定管理者が持つノウハウをより積極的に活用します。

特に、区民の自主的な芸術文化活動やコミュニティ形成と連動するような、指定管理者の事業運営を推進します。